

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第39号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成27年3月15日 20時25分ごろ
発生場所	石川県能登町宇出津港南西方沖 宇出津灯台から真方位239° 2,250m付近 （概位 北緯37° 17.35′ 東経137° 07.82′）
事故等調査の経過	平成27年4月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視艇 おぎかぜ、26トン
船舶番号、船舶所有者等	135898、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、平成27年3月15日18時20分ごろ、船長ほか3人が乗り組み、能登半島沿岸の夜間巡視のため、能登町小木港を出港した。</p> <p>船長は、宇出津港南西方沖において、機関を停止し、レーダーで付近海域を監視していたところ、陸岸沿いに数隻のレーダー映像を認め、その動きから漁船であると考え、操業状況を確認するために接近したが、無灯火の漁船が航走を開始したので、後を追い、針路を東方に向けて航行中、20時25分ごろ、定置網のロープがプロペラに巻き付き、機関が停止した。</p> <p>船長は、夜間で絡索の状況が分からなかったためその位置にとどまり、定置網の所有者に連絡し、翌朝、プロペラに巻き付いたロープを除去し、本船は、自力で基地へ帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、宇出津港沖に定置網が敷設されていることを知っていたが、本船が航走した状況から定置網の約50m沖側を航行していると思った。</p> <p>定置網に灯火設備はなかった。</p> <p>本船搭載の電子海図情報を表示する装置には、定置網の設置水域が表示されていた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし 本船は、宇出津港南西方沖において、無灯火の漁船を追跡中、船長が、定置網の設置されている水域に進入したことから、定置網のロープがプロペラに巻き付いて運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、宇出津港南西方沖において、無灯火の漁船を追跡中、船長が、定置網の設置されている水域に進入したため、定置網のロープがプロペラに巻き付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、灯火設備のない定置網が設置された海域付近を航行する際は、網が見えにくいので、電子海図情報を表示する装置等航海計器を活用して、船位を確認すること。